（訓練）

**第十五条**　所轄庁の長は、適正かつ的確な拳銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官の拳銃訓練を行わなければならない。

（訓練責任者）

**第十六条**　［略］

２　訓練責任者は、命ぜられた部署における拳銃訓練の実施の責に任ずる。

（管理責任者）

**第十七条**　所轄庁の長は、所属の警察官の中から、拳銃等（拳銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。）の管理責任者を指定するものとする。

２　管理責任者は、命ぜられた部署における拳銃等の管理及び監督の責に任ずる。

（取扱責任者）

**第十八条**　管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、拳銃等の取扱責任者を指定するものとする。

２　管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱責任者に拳銃等の保管を命ずることができる。

一　警察官が、長期欠勤又は心身の故障のため、拳銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二　［略］

三　修理、精密手入れ等のため、拳銃を集めるとき。

四　［略］

３　取扱責任者は、前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その拳銃等の保管の責めに任ずる。

４　取扱責任者は、拳銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、その鍵は自ら保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、拳銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

５　取扱責任者又はその指定する代理者は、警察官から保管を依頼された拳銃等の授受に当たつては、不慮の危害を生じさせないよう特に慎重に行い、併せてその拳銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

（個人の拳銃等の保管責任）

**第十九条**　警察官は、貸与された拳銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

２　［略］

（拳銃等の返納）

**第二十条**　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、拳銃等をその部署の取扱責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一　［略］

二　他の所轄庁へ転任又は配置換えを命ぜられたとき。

［三・四　略］

（訓練）

**第十五条**　所轄庁の長は、適正かつ的確なけん銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官のけん銃訓練を行わなければならない。

（訓練責任者）

**第十六条**　［同上］

２　訓練責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃訓練の実施の責に任ずる。

（管理責任者）

**第十七条**　所轄庁の長は、所属の警察官の中から、けん銃等（けん銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。）の管理責任者を指定するものとする。

２　管理責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃等の管理及び監督の責に任ずる。

（取扱い責任者）

**第十八条**　管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、けん銃等の取扱い責任者を指定するものとする。

２　管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、取扱い責任者にけん銃等の保管を命ずることができる。

一　警察官が、長期欠勤または心身の故障のため、けん銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二　［同上］

三　修理、精密手入れ等のため、けん銃を集めるとき。

四　［同上］

３　取扱い責任者は、前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、そのけん銃等の保管の責めに任ずる。

４　取扱い責任者は、けん銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、そのかぎはみずから保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、けん銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

５　取扱い責任者またはその指定する代理者は、警察官から保管を依頼されたけん銃等の授受にあたつては、不慮の危害を生ぜしめないよう特に慎重に行ない、あわせてそのけん銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

（個人のけん銃等の保管責任）

**第十九条**　警察官は、貸与されたけん銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱い責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

２　［同上］

（けん銃等の返納）

**第二十条**　警察官は、次の各号の一に該当する場合においては、けん銃等をその部署の取扱い責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一　［同上］

二　他の所轄庁へ転任または配置換えを命ぜられたとき。

［三・四　同上］